

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十七号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百十五を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」の下に「とあり、及び「百分の百三十五」を加え、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」を「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十二・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)」を加え、同項第二号中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を削る。

第二十一条の二第二項中「一万五千九百円」を「一万千七百円」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	467,000

25	195,900	244,300	318,800	381,900	468,800
26	197,600	247,100	321,200	383,900	470,500
27	199,300	249,900	323,600	385,900	472,200
28	201,000	252,700	326,000	387,900	473,900
29	202,500	255,500	328,400	389,800	475,700
30	204,200	258,100	330,500	391,800	477,400
31	205,900	260,700	332,700	393,800	479,000
32	207,600	263,300	334,900	395,800	480,700
33	209,200	265,700	337,100	397,700	482,400
34	211,000	268,300	339,300	399,400	483,400
35	212,800	270,800	341,500	401,200	484,400
36	214,600	273,300	343,700	403,000	485,400
37	216,300	275,800	345,900	404,600	486,500
38	218,100	278,400	348,100	406,200	
39	219,900	281,000	350,300	407,800	
40	221,700	283,600	352,500	409,400	
41	223,600	286,100	354,700	411,100	
42	225,400	288,700	356,800	412,700	
43	227,200	291,200	358,900	414,300	
44	229,000	293,700	361,000	415,900	
45	230,900	296,000	363,100	417,600	
46	232,600	298,700	365,200	419,200	
47	234,300	301,400	367,200	420,800	
48	236,000	304,100	369,300	422,400	
49	237,600	306,600	371,400	424,100	
50	239,300	309,100	373,400	425,700	
51	241,000	311,600	375,400	427,300	
52	242,700	314,100	377,400	428,900	
53	244,100	316,500	379,400	430,600	
54	245,800	318,700	381,200	432,200	

	55	247,400	320,900	383,000	433,800
	56	249,100	323,100	384,800	435,400
	57	250,600	325,400	386,600	437,100
	58	252,200	327,600	388,300	438,700
	59	253,800	329,800	390,000	440,200
	60	255,400	331,900	391,700	441,800
	61	257,000	334,100	393,400	443,500
	62	258,600	336,300	394,900	445,100
再任	63	260,200	338,500	396,400	446,700
	64	261,700	340,700	397,900	448,300
	65	263,200	342,900	399,400	450,000
用職	66	264,900	345,100	400,900	451,600
	67	266,500	347,300	402,400	453,200
	68	268,200	349,500	403,900	454,800
	69	269,700	351,500	405,400	456,400
員以	70	271,200	353,600	406,800	458,000
	71	272,700	355,700	408,200	459,600
外の	72	274,200	357,800	409,600	461,200
	73	275,500	359,800	411,000	462,700
	74	276,900	361,800	412,400	463,700
職員	75	278,300	363,800	413,800	464,700
	76	279,700	365,700	415,200	465,700
	77	281,100	367,700	416,600	466,500
	78	282,300	369,400	418,000	
	79	283,500	371,100	419,300	
	80	284,700	372,800	420,700	
	81	286,000	374,500	422,100	
	82	287,200	376,000	423,400	
	83	288,400	377,500	424,700	
	84	289,600	379,000	426,000	

85	290,900	380,500	427,300
86	292,100	382,000	428,500
87	293,300	383,500	429,700
88	294,500	385,000	430,900
89	295,700	386,500	432,100
90	296,900	387,900	433,200
91	298,100	389,300	434,300
92	299,300	390,700	435,400
93	300,300	392,200	436,500
94	301,500	393,500	437,600
95	302,700	394,800	438,700
96	303,900	396,100	439,800
97	304,900	397,500	440,900
98	306,000	398,600	441,700
99	307,100	399,700	442,500
100	308,200	400,800	443,300
101	309,100	401,900	444,100
102	310,200	403,000	444,700
103	311,300	404,100	445,300
104	312,400	405,200	445,900
105	313,300	406,100	446,500
106	314,200	407,100	447,100
107	315,100	408,100	447,700
108	316,000	409,100	448,300
109	317,000	410,000	448,900
110	317,600	410,900	
111	318,200	411,800	
112	318,800	412,700	
113	319,500	413,400	
114	320,000	414,200	

115	320,500	415,000
116	321,000	415,800
117	321,600	416,600
118	322,100	417,400
119	322,600	418,100
120	323,100	418,900
121	323,700	419,700
122	324,200	420,200
123	324,700	420,700
124	325,200	421,200
125	325,800	421,600
126	326,200	422,100
127	326,600	422,600
128	327,000	423,100
129	327,300	423,500
130	327,700	424,000
131	328,100	424,500
132	328,500	425,000
133	328,700	425,400
134	329,000	425,900
135	329,300	426,400
136	329,600	426,900
137	330,000	427,300
138	330,200	
139	330,500	
140	330,800	
141	331,100	
142	331,400	
143	331,700	
144	332,000	

	145	332,300				
	146	332,600				
	147	332,900				
	148	333,200				
	149	333,400				
	150	333,700				
	151	334,000				
	152	334,300				
	153	334,500				
再任用職員		234,900	278,900	308,300	337,300	423,800

備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。

ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

イ 県立の中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,900

25	195,900	214,000	318,800	348,900	448,200
26	197,500	216,000	321,200	350,800	449,500
27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,800
28	200,700	220,000	326,000	354,600	452,100
29	202,400	221,900	328,400	356,500	453,400
30	204,100	224,600	330,500	358,400	454,600
31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,800
32	207,500	230,000	334,900	362,100	457,000
33	209,000	232,800	337,100	363,900	458,200
34	210,700	235,700	339,200	365,700	459,100
35	212,400	238,600	341,300	367,500	460,000
36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,900
37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,800
38	217,400	247,100	347,500	372,800	
39	219,100	249,900	349,500	374,400	
40	220,800	252,700	351,500	376,000	
41	222,600	255,500	353,500	377,700	
42	224,400	258,100	355,300	379,300	
43	226,200	260,700	357,100	380,900	
44	228,000	263,300	358,900	382,500	
45	229,900	265,700	360,700	384,100	
46	231,600	268,300	362,400	385,700	
47	233,300	270,800	364,100	387,300	
48	235,000	273,300	365,700	388,900	
49	236,700	275,800	367,400	390,400	
50	238,400	278,400	369,100	391,900	
51	240,100	281,000	370,800	393,400	
52	241,800	283,600	372,500	394,900	
53	243,100	286,100	374,200	396,500	
54	244,800	288,700	375,700	397,900	

	55	246,400	291,200	377,200	399,200
	56	248,100	293,700	378,700	400,600
	57	249,600	296,000	380,200	402,100
	58	251,100	298,700	381,600	403,500
	59	252,600	301,400	383,000	404,900
	60	254,100	304,100	384,400	406,300
	61	255,700	306,600	385,800	407,600
	62	257,200	309,100	387,100	409,000
再任	63	258,700	311,600	388,400	410,400
	64	260,100	314,100	389,700	411,800
	65	261,400	316,500	391,000	413,000
用職	66	263,000	318,700	392,200	414,200
	67	264,600	320,900	393,400	415,400
	68	266,100	323,100	394,600	416,600
	69	267,800	325,400	395,800	417,700
	70	269,300	327,600	397,000	418,900
	71	270,800	329,800	398,200	420,100
外の	72	272,300	331,900	399,400	421,300
	73	273,600	334,100	400,600	422,300
	74	274,900	336,300	401,700	423,100
職員	75	276,200	338,500	402,800	423,900
	76	277,500	340,700	403,900	424,700
	77	278,900	342,700	405,000	425,600
	78	280,100	344,600	406,000	426,400
	79	281,300	346,500	407,000	427,200
	80	282,500	348,400	408,000	428,000
	81	283,800	350,200	409,000	428,800
	82	285,000	352,000	409,800	429,500
	83	286,200	353,800	410,600	430,200
	84	287,400	355,600	411,400	430,900

85	288,500	357,300	412,200	431,600
86	289,500	359,000	413,000	432,300
87	290,500	360,700	413,800	433,000
88	291,500	362,400	414,600	433,700
89	292,600	364,100	415,400	434,400
90	293,500	365,400	416,100	435,100
91	294,400	366,800	416,800	435,800
92	295,300	368,200	417,500	436,500
93	296,000	369,700	418,100	437,000
94	296,800	371,000	418,800	
95	297,600	372,300	419,500	
96	298,400	373,600	420,200	
97	299,300	375,000	420,900	
98	300,100	376,100	421,500	
99	300,900	377,200	422,100	
100	301,700	378,300	422,600	
101	302,600	379,500	423,100	
102	303,100	380,600	423,700	
103	303,600	381,700	424,300	
104	304,100	382,800	424,800	
105	304,600	383,800	425,300	
106	305,000	384,800	425,900	
107	305,400	385,800	426,500	
108	305,800	386,800	427,000	
109	306,000	387,700	427,500	
110	306,400	388,700		
111	306,800	389,700		
112	307,200	390,700		
113	307,400	391,500		
114	307,700	392,400		

115	308,000	393,300
116	308,300	394,200
117	308,600	395,200
118	308,900	396,000
119	309,200	396,800
120	309,500	397,600
121	309,700	398,400
122	310,000	399,200
123	310,300	400,000
124	310,600	400,800
125	310,800	401,500
126		402,200
127		402,900
128		403,600
129		404,400
130		405,100
131		405,800
132		406,500
133		407,000
134		407,600
135		408,200
136		408,800
137		409,200
138		409,800
139		410,400
140		411,000
141		411,400
142		412,000
143		412,600
144		413,200

	145		413,600			
	146		414,200			
	147		414,800			
	148		415,400			
	149		415,800			
再任用職員		226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

- 備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000

	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200
再任	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900
用職	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
員以	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
外の	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
職員	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000
86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		
100		301,000	351,200		
101		301,200	351,500		
102		301,600	351,900		
103		302,000	352,300		
104		302,400	352,700		
105		302,600	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,400	354,000		
108		303,800	354,400		
109		304,000	354,900		
110		304,400	355,300		
111		304,800	355,700		
112		305,200	356,100		
113		305,400	356,600		
114		305,800			

	115		306,200				
	116		306,600				
	117		306,800				
	118		307,100				
	119		307,400				
	120		307,700				
	121		308,100				
	122		308,400				
	123		308,700				
	124		309,000				
	125		309,400				
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第四（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100

25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100
30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500
35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400
36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300
37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400

	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700
再任	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700
用職	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500
外の	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400
職員	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100
	81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800
	82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400
	83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000
	84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600

85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		
110			339,000		
111			339,400		
112			339,800		
113			340,000		

再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十四条第三項中「」により、「を」次項において同じ。）により、「この項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第二十条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百三十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。

第二十一条第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十二・五」、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を「百

分の九十」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第三条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額に」を「給料月額(佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十七号)の施行の日において同条例附則第二項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」、「職員」を「もの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定(佐賀県公立学校職員給与条例第二十一条の二の改正規定に限る。)は平成二十二年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十一年六月一日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)であつた者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十二条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から同年六月一日において当該減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二二を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

給料表		職務の級		号給	
高等学校等教育職給料表		一級	一級	一号給から五十二号給まで	
		二級	二級	一号給から三十二号給まで	
		特二級	特二級	一号給から四号給まで	
中学校・小学校教育職給料表		一級	一級	一号給から五十二号給まで	
		二級	二級	一号給から四十四号給まで	
		特二級	特二級	一号給から四号給まで	
行政職給料表		一級	一級	一号給から五十六号給まで	
		二級	二級	一号給から二十四号給まで	
		三級	三級	一号給から八号給まで	
医療職給料表		一級	一級	一号給から五十二号給まで	
		二級	二級	一号給から三十二号給まで	
		三級	三級	一号給から十六号給まで	
		四級	四級	一号給から四号給まで	

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第一条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>

改正後	改正前
<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）、十二月に支給する場合においては百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第二十一条の二 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 略</p>	<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>（義務教育等教員特別手当） 第二十一条の二 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万五千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 略</p>

第二条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（住居手当） 第十一条の二 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額</p>	<p>（住居手当） 第十一条の二 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月</p>

改正後	改正前
<p>一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>二 略</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>（時間外勤務手当） 第十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定（県費負担教職員勤</p>	<p>額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三 略</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>（時間外勤務手当） 第十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。）により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条に</p>

改正後	改正前
<p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>においてその例によることとされる場合を含む。）により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当) 第二十条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百三十五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第二十一条において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 略</p> <p>3～5 略</p>

第三条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十七号）の施行の日において同条例附則第二項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>